

平成27年4月1日

「船橋市市税及び強制徴収公債権回収一元化に関する事務取扱要領」第9条にかかわる債権管理課と所管課の取り決めについて

1. 第2条第1項関連

第1項の規定による移管は、移管件数は債権管理課が指定し、
移管時期は、所管課長と債権管理課長の協議によって決定する。

2. 第8条第3項関連

第3項の規定による返還は下記のいずれかに該当する場合とする。

- ① 所管課から返還要請があったもの
- ② 債権管理課にて差押可能な財産が発見できず、執行停止にも
該当せず、受入から2年を経過し、かつ現年度賦課が継続して
いるもの。

入院中、精神疾患、収監中など